

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

平成 23 年 2 月 9 日
条 例 第 3 号

議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(平成8年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第69条及び第70条の規定に基づき、非常勤の職員に対する公務上の災害(法第1条に規定する災害をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償に関し必要な事項を定め、もって非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、管理者、副管理者、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査委員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者以外のものをいう。

(準用)

第3条 この条例に定めるもののほか、藤井寺市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年藤井寺市条例第1号)を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。